

平成 31 年度税制改正要望意見

平成 30 年 6 月 27 日現在
一般社団法人 全国青色申告会総連合

[最重点要望事項]

1. 青色事業主勤労所得控除の早期実現

わが国には、個人事業主の勤労性所得を認める税制上のしくみはない。一方、個人企業と経営実態が類似する同族法人企業の社長には、役員報酬の支払いが認められている。両者に共通する勤労性所得に対する課税のあり方に不公平が生じている。このため個人事業主と社長とでは、所得税・住民税での税負担に大きな格差がある。

青色申告をおこなう個人事業主に勤労所得控除の適用を所得税法上に認めることは、両者に対する課税のあり方を公平にすることができる。青色事業主勤労所得控除の早期実現を要望する。

2. 個人企業における事業承継税制の確立

個人・法人を問わず企業の継続と発展は地域経済を支える。個人企業の事業承継時に事業用資産を非課税とする等の負担軽減措置（土地を除く）を認めた事業承継税制の確立を強く要望する。

3. 消費税制の簡素化

(1) 軽減税率制度の見直し

平成 31 年 10 月以降に予定している「軽減税率制度」の導入は、その対象品目の区分けが消費者と事業者の双方にとってわかりにくく、小規模事業者の納税事務の負担が過重となることから、対象品目をはじめ軽減税率制度のあり方を見直すことを要望する。

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への移行の見直し

平成 35 年 10 月以降に予定されている「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」への移行は、小規模事業者の納税にかかわる事務負担に多大な影響を与える。あわせて同方式により免税事業者が、取引から排除されることが想定できる。

これまで請求書等にもとづいて、取引を課税・非課税・不課税等に区分経理等をする記帳をおこなってきた。複数税率が導入されても請求書等に一定の記

載事項を追加することにより、区分経理等には十分に対応することができる。インボイス制度への移行を取りやめ、現行の請求書等保存方式を堅持することを要望する。

4. 青色申告特別控除 10 万円を 30 万円に引上げ

白色申告者の記帳義務の拡大にともない、その記帳水準の向上のために、青色申告特別控除 10 万円を 30 万円に引き上げることを要望する。

[重点要望事項]

1. 青色事業専従者給与

青色事業専従者給与の届出制を廃止すること。

2. 消費税「簡易課税制度」の事前届出制の省略

「消費税簡易課税制度選択届出書」の事前届出制を省略し、その課税期間の確定申告期に提出する確定申告書で簡易課税制度の選択をできることとし、あわせて従来 の 2 年継続適用については 1 年にすること。

3. 償却資産の取扱いの改善

- (1) 償却資産に対する免税点（現行：150 万円）を基礎控除にあらため、控除額を大幅に引き上げること。
- (2) 申告期限を 3 月 15 日（現行：1 月 31 日）に延長するとともに、所得税の確定申告書を提出した者については、償却資産の申告書の提出を省略すること。

4. 個人事業者番号の導入

国税庁の公表サイトに掲載される法人番号はだれもが自由に活用できる。一方、同番号にかわる個人事業者の番号は、個人番号（以下「マイナンバー」という）となる。マイナンバーは、周知のとおり税・社会保障・災害対策のみに活用が限定されている。個人事業者が法人と同様に広く事業活動をおこなうにあたり、公平かつ公正な経済活動の促進の観点から、個人事業者番号を導入すること。

5. 税務行政に関わる諸手続の簡素・合理化

各種届出書等の廃止を含めた手続の簡素化等、抜本的な見直しをおこなうこと。

[その他の要望事項]

《 国税関係 》

1. 所得税

【制度拡充】

○青色申告特別控除

不動産所得のみで青色申告をしている者について、その貸付規模がいわゆる事業的規模でなくても、正規の簿記の原則により記帳をおこなっている等の要件を満たしていれば青色申告特別控除 65 万円を認めること。

○減価償却

- (1) 減価償却の対象とならない少額の減価償却資産について、取得価額基準を 50 万円（現行：10 万円）未満とすること。
- (2) 取得価額が 10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産に適用される取得価額の必要経費算入の特例を恒久化すること。

○所得控除

- (1) 自然災害等を基因とする雑損控除は、同控除以外の所得控除を適用した後適用すること。
- (2) 医療費控除の計算にあたり適用される控除額、「10 万円」または「総所得金額等が 200 万円未満の場合は、その 5%相当額」について、「10 万円」を「5 万円」に、「5%相当額」を「2.5%相当額」に引き下げること。
- (3) 特定寄附金にかかる寄附金控除の額の限度額（現行：総所得金額等の 40%相当額）を大幅に引き上げるとともに、同控除額の計算方法を大幅に簡素化すること。
- (4) 雑所得にかかわる公的年金等控除額を引き上げること。

○その他

- (1) 所得税における青色申告の純損失の繰越控除期間を法人税と同様に 9 年間（現行：3 年間）とすること。

- (2) 分離課税の長期譲渡所得について、概算取得費を譲渡収入金額の10%（現行：5%）相当額とすること。
- (3) 不動産所得の金額の計算上算出された損失の金額については、青色申告をしている場合、その損失の原因を問わず損益通算を認め、損益通算後に残った損失金額は、純損失として繰越控除の対象とすること。

【新設】

- (1) 教育ローン減税を創設すること。
- (2) 75歳以上を対象とした高齢者控除50万円を創設すること。

【復活】

- (1) 16歳未満の年少扶養控除38万円を復活すること。
- (2) 長期および短期譲渡所得の分離課税の特例について、非居住用であっても損益通算と繰越控除を復活すること。
- (3) 分離課税における一般の長期譲渡所得の特別控除額100万円を復活すること。

【その他】

白色申告者と青色申告者は現行どおり明確に区別されるべきであり、白色申告者には現行の専従者控除の適用にとどめること。あわせて記帳実態のない白色申告者には専従者控除を認めないこと。

2. 相続税・贈与税

【制度拡充】

- (1) 小規模宅地等の特例のうち、被相続人等の貸付事業用の宅地等の限度面積を400㎡（現行：200㎡）に引き上げるとともに、その減額割合を80%（現行：50%）に引き上げること。
- (2) 生命保険金および退職手当金の相続税の非課税限度額を1,000万円（現行：500万円）に引き上げること。
- (3) 贈与税の基礎控除額を200万円（現行：110万円）に引き上げること。

【復活】

相続税の基礎控除額を改正前の水準に引き上げること。

3. 消費税

【制度拡充】

- (1) 事業者免税点制度の判定については基準期間等による制度をあらため、その課税期間の課税売上高にもとづいて判定する制度とすること。
- (2) 消費税課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となった事業者に適用されるいわゆる2年間継続適用ならびに調整対象固定資産の購入にともなう3年間継続適用をそれぞれ1年間にすること。
- (3) 二重課税となる酒税、たばこ税等を課税対象から除くこと。

4. イータックス

【新設】

- (1) 電子申告のさらなる普及のため、個人番号カードを使用しないID・パスワード方式等の導入により、電子申告にいたる手続の大幅な簡素化をはかること。
- (2) 電子申告については、本人送信に限り電子申告控除を創設すること。

《 地方税関係 》

1. 固定資産税および都市計画税

【制度拡充】

- (1) 小規模住宅用地ならびに小規模事業用地にかかわる固定資産税と都市計画税の大幅な負担軽減をはかること。
- (2) 取得価額30万円未満の少額減価償却資産を固定資産税の課税対象から除くこと。

2. 個人住民税

【制度拡充】

各種所得控除を所得税と同額にすること。

3. 個人事業税

【制度拡充】

- (1) 事業主控除額を 500 万円（現行：290 万円）に引き上げること。
- (2) 個人事業税の課税計算において、青色申告特別控除制度の適用を認めること。

《 社会保障関係 》

社会保障制度の制度間格差を是正するとともに、国民だれもが安心でき、公平な負担と給付が受けられる制度改革の実現を強く要望する。

とくに国民健康保険税（料）の算出にあたっては、簡素化を前提にその計算方法を全国的に統一することを要望す。